

令和4年8月9日以降の臨時措置について（厚生労働省保険局保険課事務連絡より）当面の間、新型コロナウイルス感染症に関連し傷病手当金を申請する際に、医師からの労務不能の証明は不要です。それに代わるものとして、こちらの申立書を添付してください。

※令和4年8月9日以降申請分についての臨時的な措置となります。臨時措置が終了する際は、GLV健康保険組合HPお知らせに掲載いたします。

※濃厚接触者での自宅待機（無症状）というだけでは、傷病手当金の対象となりません。陽性の方や、発熱等の自覚症状がある方が対象となります。

療養狀況申立書（臨時版）

[illegible]